

学校いじめ防止行動計画

令和2年3月（令和3年4月改正）

新潟県立燕中等教育学校

目次

1	組織的な対応に向けて	1
(1)	いじめ対策委員会	1
(2)	校内研修	1
2	いじめの未然防止に向けて	2
(1)	計画的な指導	2
(2)	いじめの起こらない学校づくり	2
(3)	指導上の留意点	2
(4)	ネットいじめへの対応	3
3	いじめの早期発見に向けて	3
(1)	早期発見のための認識	3
(2)	早期発見のための手立て	3
4	いじめ（又はいじめが疑われる）事案が発生した場合の対応（フロー図）	4
5	いじめの早期解消に向けて	5
(1)	早期解消のための認識	5
(2)	早期解消のための対応	5
(3)	生徒・保護者の支援	5
(4)	傍観者等への働きかけ	5
(5)	ネットいじめへの対応	5
(6)	警察等の連携	5
(7)	解消後の継続的な指導・助言に向けて	5
6	重大事態への対応	6
(1)	基本調査・報告	6
(2)	対応	6
○	別表	6

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

- ① いじめ問題の未然防止・早期発見のための、いじめ未然防止・早期発見に係る「いじめ対策委員会」を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）、保健主事、養護教諭、生徒指導部員、スクールカウンセラー

※必要に応じて別表（最終ページ参照）のものを委員として加える。

イ 実施する取組

(ア) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体計画の立案及びその実施状況の把握と改善
- ・校内研修の企画・立案
- ・要配慮生徒への支援方法の決定

(イ) 早期発見対策

- ・年5回（記名3回、無記名2回）の「学校生活アンケート」の実施とその結果の分析・共有
- ※アンケートは5年間保存する。
- ・情報交換による生徒の状況把握と情報の共有

ウ 取組の改善

本委員会において、「いじめ防止基本方針」をはじめ、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの検証等を行い、学校の取組が実効性のあるものとなるよう改善を図る。

- ② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときに対応するための、いじめ認知の対応に係る「いじめ対策委員会」を組織する。

ア 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）、保健主事、養護教諭、学年主任（当該学年）、当該学級担任、特別支援教育コーディネーター（必要に応じて）、生徒指導部員（当該学年）、スクールカウンセラー

※必要に応じて別表（最終ページ参照）のものを委員として加える。

イ 実施する取組

(ア) 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係生徒への事実の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で丁寧に対応）
- ・県教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関等）

(イ) 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学年、学級への指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・傍観者等への指導・支援
- ・保護者等の連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携

(2) 校内研修

いじめ及び配慮を要する生徒への支援に関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組をP D C Aサイクル（当初の計画と実際の対応の反省と評価を行い、問題点があれば改善する）で行い、アンケート等を実施することにより、取組について検証し、速やかに改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

授業、特別活動など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学級づくり及び学習指導の充実

ア 「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

イ 「生きるIV」「生きるV」等を活用し、人としてしてはいけないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

③ 特別活動の充実

ア 特別活動における集団活動をとおして、人間関係を築く力を育てる。

イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

ウ 年2回の「いじめ見逃しゼロスクール集会」における異学年間での話し合いや生徒会活動や委員会活動をとおして、校内でいじめ見逃しゼロ運動の推進、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

ア 生徒一人一人が、互いの人権を認め合うことができるよう、様々な場面をとおして指導し、生徒の人権に対する意識の醸成を図る。

イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、生徒への指導に細心の注意を払う。

ウ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、生徒が自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

ア P T A総会等において、保護者に「いじめ防止基本方針」について周知し、いじめ問題における保護者との認識の共有を図る。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「新潟県立燕中等教育学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用するなど、学校組織としてのいじめ問題への取組について検証し、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

② 発達障がいを含む障がいのある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

- ① 基本的には携帯電話、スマートフォン等は持ち込ませない。届け出がある生徒のみスマートフォン等の持ち込みを認める。ただし、校内での使用は禁止する。
- ② 全ての教育活動を通じて、生徒一人一人に対して、インターネットの利便性と危険性をしっかり認識させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ③ 警察や行政と連携し、インターネットの利用についての研修会を実施し、ネットいじめの抑止を図る。

3 いじめの早期発見に向けて

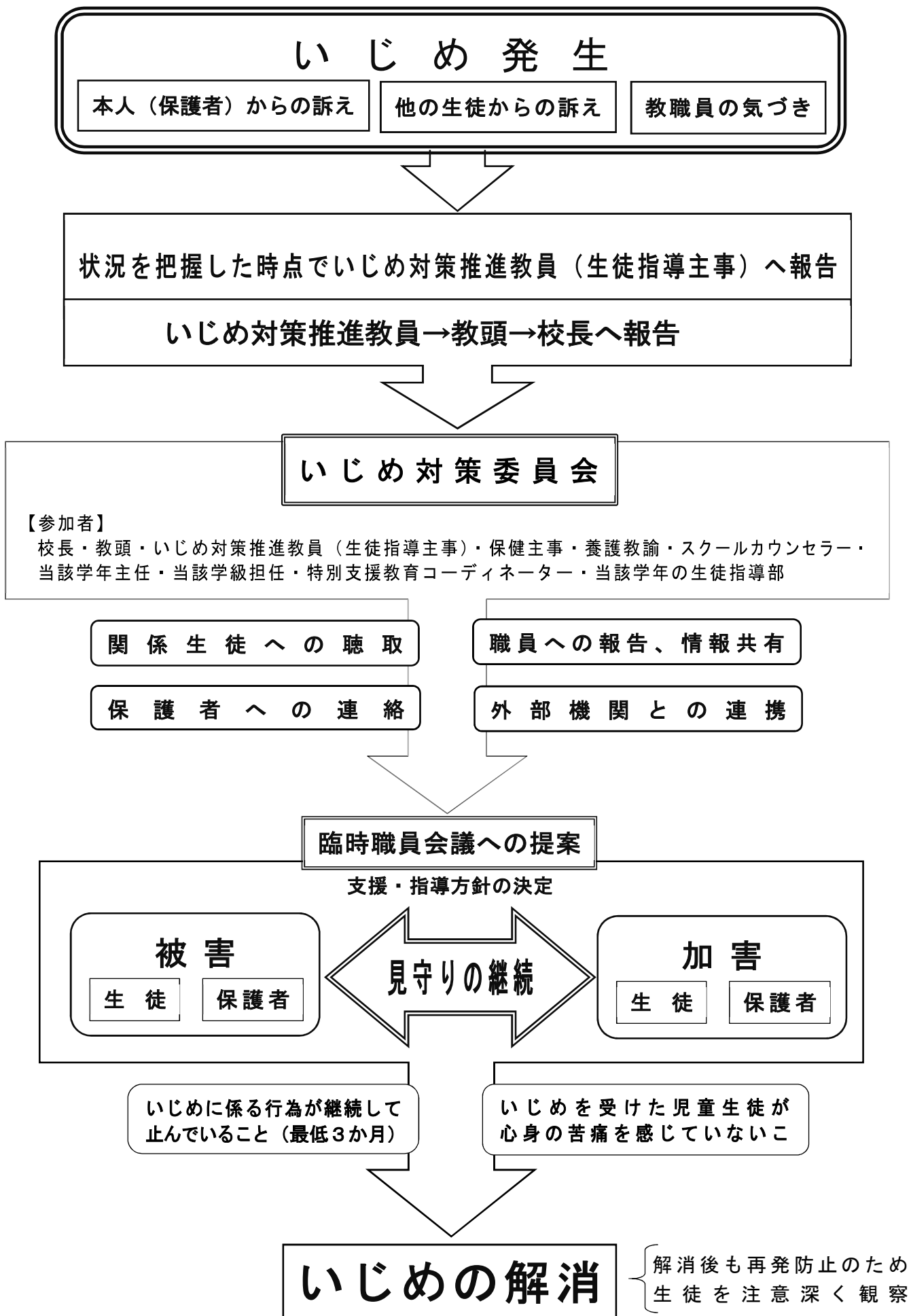
(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わり、その行為を軽視したり、隠したりすることなく、いじめとして積極的に認知する。
- ② 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 月2回の運営委員会で、各学年から出された気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 生徒との教育相談や保護者面談を実施する。必要に応じて三者面談を行う。
- ④ 教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できる体制を整える。
- ⑤ 生徒が安心していじめを訴えられるように、「学校生活アンケート」を工夫し、年5回実施する。 ※アンケートは5年間保存する。
- ⑥ 保護者にも十分に理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑦ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知するとともに、相談しやすい体制を整える。

4 いじめ（又はいじめが疑われる）事案が発生した場合の対応（フロー図）



5 いじめの早期解消に向けて

(1) 早期解消のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解消のための対応

いじめ対策委員会が中心となり、生徒指導部とも連携し、関係ある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携を図る。

(3) 生徒・保護者の支援

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解消のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・支援を行う。
- ④ いじめを解消する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう継続的に指導・支援する。
- ⑥ いじめた生徒が十分反省し、行動を改めることができるよう学校と保護者が協力して指導・支援する。

(4) 傍観者等への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合いをさせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さない姿勢を養う。
- ② はやし立てたりする行為はいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを理解させる。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会を中心に情報を共有するとともに、県教育委員会と連携して、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察等の連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解消後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 被害生徒に対する心理的、物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低3か月続くまで見守りを続ける。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを随時面談等で確認する。
- ③ 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

6 重大事態への対応

○ 重大事態

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより相当の期間（年間概ね30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(1) 基本調査・報告

重大事態が発生した場合は、いじめ対策委員会が中心となり直ちに基本調査を行い県教育委員会に報告する。

(2) 対応

- ① 県教育委員会や所轄の警察署と連携して、いじめ対策委員会が中心となり、学校全体で重大事態の解消に努める。
- ② 関係した生徒・保護者に調査の結果や対応について伝える。状況により、全保護者に情報提供を行う。
- ③ 重大事態により生徒が相当の期間欠席を余儀なくされた場合は、学校と関係機関が連携して、生徒の心のケアや復帰に向けての環境整備をする。
- ④ 重大事態の解消とともに、再発防止に向けて学校全体で取り組む。

別表

《いじめ対策委員会に必要な応じて加える対象》

	おもな対象
その他関係職員	該当生徒の学級担任 部活動顧問等
外部専門家	新潟県教育庁生徒指導課 燕警察署 生活安全課 新潟県精神保健福祉センター 新潟県庁福祉保健部障害福祉課内 新潟県ひきこもり地域支援センター
保護者代表	P T A 会長 P T A 副会長

付 記

令和2年3月施行
令和3年4月一部改正